型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀N－1132	騒音防止装置　ＵＤトラックス　ＬＫＧ－01ＣＤ５Ａ	ＵＤトラックス　ＱＫＧ－ＣＫ５＊＊	ＵＤトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地
㊀G－2148	一酸化炭素等発散防止装置　ＵＤトラックス　ＮＬＫＧ－ＧＨ11ＴＩＡ	〃	〃

○国土交通省告示第八百七十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十九日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀N－1152	騒音防止装置　日野98－Ｊ08Ｅ－03	日野　ＬＮＧ－ＨＵ８Ｊ＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１
㊀G－2184	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｊ08Ｅ－ＶＦ	〃	〃

○国土交通省告示第八百七十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月二十三日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－39Ｒ－000007	速度計　トヨタ　Ｕ28（ＪＰ）	トヨタ　ＴＫＧ－ＸＺＵ282Ｋ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百七十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月二十三日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀ＧＳ－1001	一酸化炭素等発散防止装置　ユマツ　ＳＡＡ６Ｄ107Ｅ－２－Ｂ	吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：16.7kPa	株式会社　小松製作所　東京都港区赤坂二丁目３番６号

○国土交通省告示第八百八十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月二十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－28Ｒ－000051	警音器　トヨタ　Ｙ２－Ａ	トヨタ　ＱＤＦ－ＫＤＹ221、トヨタ　ＱＤＦ－ＫＤＹ231	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百八十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀G－2372	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＲ20Ａ24	ホンダ　ＤＢＡ－ＲＫ２	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第八百八十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀N－1203	騒音防止装置　いすゞ　Ｈ10－Ｋ901	いすゞ　ＳＫＧ－ＬＲ290＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号
㊀G－2343	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｈ22－ＩＤＣ－４ＨＫ１ＴＣＨ２	〃	〃

○国土交通省告示第八百八十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀N－1204	騒音防止装置　日野　Ｈ10－Ｋ901	日野　ＳＫＧ－ＫＲ290＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１
㊀G－2346	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｈ22－ＩＤＣ－４ＨＫ１ＴＣＨ２	〃	〃